

株式会社テンアートニ Red Hat Enterprise Linux 購入契約書 (カバーページ)

契約品目

契約対象製品	バージョン	アーキテクチャ (いずれか選択)	契約年数 (いずれか選択)	契約システム数
Red Hat Enterprise Linux AS Standard Plus		Intel x86 ・ AMD64& Intel EM64T	1年 ・ 2年 ・ 3年 ・ 4年	
Red Hat Enterprise Linux ES Standard Plus		Intel x86 ・ AMD64& Intel EM64T	1年 ・ 2年 ・ 3年 ・ 4年	
Red Hat Enterprise Linux WS Standard Plus		Intel x86 ・ AMD64& Intel EM64T	1年 ・ 2年 ・ 3年 ・ 4年	

お客様情報

購入契約者情報	
会社名	
部署名	
氏名	
住所	〒 - -
電話番号/FAX	TEL - - FAX - -
電子メール	@
更新通知	上記「購入契約者情報」と異なる場合のみご記入下さい。
会社名	
部署名	
氏名	
住所	〒 - -
電話番号/FAX	TEL - - FAX - -
電子メール	@

記入日: 年 月 日

購入契約者署名(直筆): _____

別紙の「サポート購入契約」と次項の「ご提供いただきました情報の取扱いに関しまして」に同意の上、上記にご記入ください。

【本契約に関するお問い合わせ先】

株式会社テンアートニ インフラストラクチャービジネスユニット セールス部
〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-15-2
TEL: 03-5298-2929 / Fax: 03-5298-2854 / e-mail: el-sales@10art-ni.co.jp

本頁は送信いただかなくて結構です。上頁のみご送信下さい。

下記注意事項をお読みいただき、前頁に必要事項をご記入下さい。

太枠内および記入日をすべてご記入の上、発注書とともに本ページを販売店まで送付して下さい。

記入漏れ、不明瞭な記載は対応の遅れを生じさせる場合があります。

個人でご購入される場合は、下記「購入契約者」の「会社名」に「個人使用」とご記入下さい。

本契約の開始日は、お客様が本契約を受諾した(本購入契約書記入)後、10日目の翌月1日とします。但し、Red Hat Networkの使用については、システムの都合上、お客様によるRed Hat Networkアカウント登録日より、契約年数に基づき1年間、2年間、3年間または4年間となりますので、なるべく契約開始日に合わせてご登録いただけますようお願い申し上げます。

本契約書の記入日が2004年4月1日の場合、契約開始日は2004年4月11日の翌月1日、即ち、2004年5月1日。

【ご提供いただきました情報の取扱いに関しまして】

ご提供いただきました情報は、以下の目的の為に使用させていただいております。

- ・本契約を達するための業務
- ・サポートサービスの提供
- ・更新に関する案内
- ・株式会社テンアートニのホームページに関する案内
- ・株式会社テンアートニからのメールニュースの配信
- ・株式会社テンアートニの製品およびサービスに関する案内
- ・株式会社テンアートニが提供する他社製品およびサービスに関する案内
- ・アンケート調査の依頼、ならびに、キャンペーン、セミナー、イベントに関する案内
- ・株式会社テンアートニの製品およびサービスの開発を目的とした分析、調査、ならびにベータテストの依頼
- ・当選のご連絡、景品等の発送
- ・製品やサービスをより充実した価値あるものにするための基礎データ

ご提供いただきましたこれらの個人情報、個人情報保護法および弊社ガイドラインによる適切な安全管理を行い、下記の場合を除き、原則としてお客様の同意なく第三者への開示、提供等は致しません。

< 第三者へ委託する場合 >

弊社では上記の各目的の実施に必要とする場合、弊社関連会社、販売代理店、ならびに代行業者に対して、お客様がご登録された個人情報について業務委託することがあります。この場合には、事前に当該企業との間で、お客様のご提供いただいた個人情報に関して機密保持契約を締結致します。

< 個人情報の取扱いに関するご質問 >

個人情報の開示、訂正、削除に関してのご質問、及び個人情報の取扱い等に関するご質問は、下記をご参照下さい。

http://www.10art-ni.co.jp/legal/Privacy_Apply.html

株式会社テンアートニ 個人情報相談窓口

なお、本件に同意いただけない場合は、本契約は締結できません。

株式会社テンアートニ

Red Hat Enterprise Linux サポート購入契約

本購入契約(以下「本契約」といいます)は、株式会社テンアートニ(以下「テンアートニ」といいます)と、Red Hat Enterprise Linux AS(または Red Hat Linux Advanced Server)、Red Hat Enterprise Linux ES または Red Hat Enterprise Linux WS(以下「Red Hat Enterprise Linux」、または「本ソフトウェア」と総称します)の購入者もしくはユーザ(以下「顧客」といいます)との間で締結されます。

Red Hat Enterprise Linux の購入または使用にあたっては、事前に本契約をよくお読み下さい。Red Hat Enterprise Linux を使用または購入することで、顧客は本契約に同意する意思表示をすることになります。お客様が特定の組織を代表する立場にある場合は、当該組織に代って本契約を締結する権限を有していることをお客様は表明されることになります。本契約の条件を顧客が受諾されない場合は、Red Hat Enterprise Linux を購入または使用することはできません。

本契約の効力発生日は、顧客が本契約を受諾した日の 10 日後の翌月 1 日とします。但し、Red Hat Network(以下「RHN」といいます)の使用可能期間については、顧客によるアカウント登録日より契約年数に基づき、1 年間、2 年間、3 年間または 4 年間とします。

I. 利用約款

A. 一般約款

Red Hat Enterprise Linux は米国デラウェア州法人であるレッドハット・インクの商標のもとで提供されるリナックスを基本としたオペレーティング・システムであり、所定のエンドユーザ・ライセンス契約に従うものとします。本契約で用いられる「本サービス」とは、それぞれ以下に定義される「本件サポート・サービス」と「RHN」の総称とします。ここにいうサポートサービス、RHN サービスの意義は、後に定義するとおりとします。本契約において「本ソフトウェア」という場合、本契約にしたがって購入されるソフトウェア製品全体を意味するものとします。本ソフトウェアの詳しい意義は、後に定義するとおりとします。「本件インストール済みシステム」とは、顧客が本ソフトウェアをインストールする本件システムをいいます。「本件システム」とは、本ソフトウェアがインストールされているハードウェアをいいます。本件システムのハードウェアには、サーバー、ワークステーション、ブレードまたはエンジン等が含まれます。本件インストール済みシステムの当初の数は、顧客が購入した本ソフトウェアの本数と一致するものとします。

1. 有効期間及び契約終了

1.1 有効期間および解約

本契約の期間は、本契約によるすべての本サービスが提供される期間とします。本サービスの当初期間は、本契約の発効日に始まり、カバーページ記載の契約年数に基づき、1 年間、2 年間、3 年間または 4 年間継続するものとします。その後の有効期間は、当事者のいずれかが契約期間満了の 60 日前迄に、相手方に対して契約更新の意思を書面にて通知することにより、当初契約期間を問わず、いずれも 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、顧客は、当初期間満了であれば、テンアートニに対して 60 日間の予告期間をもって書面で通知することにより、本契約を解約することができるものとします。この場合、顧客は、解約日迄にテンアートニに対して本契約に基づく料金およびその他の債務全額を一括して支払う義務を負うものとします。また、解約に際し、顧客がテンアートニに支払った料金は一切返金されないものとします。

1.2 契約違反に基づく契約解除

テンアートニは、以下のいずれかの場合本契約を解除することができます：(A)顧客が料金をその支払い期限までに支払わない場合、(B)顧客が本契約について重大な違反を犯し、かつ当該重大な違反について通知を受領してから 30 日以内にそれを是正しない場合、または(C)その他本契約に別途契約解除について規定する条項に該当する場合。顧客は、テンアートニが本契約について重大な違反を犯し、かつ当該重大な違反について通知を受領してから 30 日以内にそれを是正しない場合。

2. 料金設定、請求および租税

顧客はテンアートニに対して正確かつ完全な課金情報(正式名称、住所、電話番号および課金もしくは信用情報)を提供することに同意します。当該情報に変更があった場合は、顧客は変更から 30 日以内にテンアートニに対して報告します。テンアートニは顧客に未払いがある場合は本サービスを中止または解約する権利を留保します。料金はすべて日本円で表示され、日本円により支払われるものとします。

本契約の更新にあたっては、当該更新から 90 日前の有効な定価表記載の価格を適用します。

3. 支払い

テンアートニが本契約に違反した場合または第 1.1 項に定める本契約の満了の場合を除き、本契約に基づき顧客より支払われた料金の返還は、いかなる場合も行わないものとします。顧客がテンアートニに対して本契約に規定する方法で支払いを行わなかった場合、テンアートニは以下の条項を含むあらゆる救済手段を取ることができるものとします：(A) 支払い期限の到来した料金全額(テンアートニが定める支払い遅延料および遅延利息を含む)の支払いがなされるまでのサービス提供を中断すること、また(B) 本契約を通知なしに解除すること。

4. 報告および監査.

顧客が本件インストール済みシステムの台数追加を希望する場合、顧客はテナート二から本件インストール済みシステム追加一台毎に追加の本サービスを購入するものとします。本契約の期間中、またその終了から1年間、本契約の条件を顧客が遵守していることを確認するため、顧客は、その施設および記録を随時監査する権利をテナート二に認めるものとします。かかる監査は、テナート二が10日以上前に書面により予告した場合にのみ、顧客の通常の営業時間内に行うものとします。テナート二は前回監査で違反が判明している顧客の遵守状況を確認するという明確な目的のある場合を除き、1年間に1回を超えて監査を行うことはできません。テナート二は、顧客に違反の事実が判明した場合には、その旨を顧客に書面で通知し、もし未払いがあった場合は、顧客はかかる通知から15日以内にかかる違反に関する不足金額を支払うものとします。当該不足金額は、未報告の本件インストール済みシステムもしくは本サービスの数と当該品目の年間料金の積で決定します。本件インストール済みシステムの数または本サービスの金額の未報告分が全体の5%を超えている場合には、顧客は当該品目の年間料金に加え、未報告料金の20%相当額の違約金を支払うものとします。

5. 譲渡禁止.

本契約およびテナート二が本契約に従い提供するすべての本サービスは、テナート二の事前の書面による同意がなければ、移転、譲渡、または配布することができないものとします。顧客がテナート二の事前の書面による同意なくして移転、譲渡、または配布しようとした場合、それは本契約の解除事由となり、テナート二は、以後本契約による義務を負わないものとします。

6. 保証.

本契約の期間中又は更新期間中、本ソフトウェアのいかなる部分であってもこれが第三者の知的財産権を侵害することが判明した場合であって、かつ顧客が本ソフトウェアをRHNに登録している場合、レッドハット株式会社(以下、「レッドハット」と総称とします)は顧客による支払い済みの各インストール済みシステムについて、レッドハットの費用及び判断により、顧客が本契約に従って本ソフトウェアの使用を継続する権利を獲得し、第三者の権利を侵害しないように本ソフトウェアを修正し、又は、第三者の権利を侵害するコンポーネントを第三者の権利を侵害しないコンポーネントに取り替えるものとする。

本契約に別段の定めのある場合を除き、該当する法律が認める最大限の範囲で、本ソフトウェア、本サービスおよびRHN、プロキシ・サーバー、サテライト及び、RHNコードを通じて提供されるソフトウェア・プログラムは「現状のまま」で提供され、かつその使用許諾されるものとします。使用許諾については黙示または明示にかかわらず、民法560条乃至570条および商法526条に基づく保証を含む法律上の保証、商品性の保証、第三者の知的財産権を侵害していないことの保証、及び特定の目的への適合性を含むいかなる保証も伴わないこととします。テナート二は、本ソフトウェア、本サービス、またはソフトウェア・プログラムの利用が中断されないこと、およびそれに誤りがないことを保証するものではありません。

7. 責任の限定.

いずれの当事者も、合理的に制御することができない事由から生ずる不履行については、本契約違反の責任を負わないものとします。テナート二は、関連法規と抵触しない限りにおいて、不法行為法理または契約法理のいずれによるかを問わず、付随的損害や派生的損害については、顧客または第三者に対し責任を負わないものとします。かかる損害には、(A)本ソフトウェア、本サービスまたはソフトウェア・プログラム、(B)RHN、本ソフトウェアまたはソフトウェア・プログラムの利用の中断、または(C)データの滅失、誤りまたは損壊等から生じた逸失利益、貯蓄の逸失その他付随的、間接的損害等を含みます。この責任の限定はテナート二がかかる損害の可能性について通知を受けていた場合でも同様とします。いかなる場合も、本契約に基づくテナート二の責任は、本契約に基づいて顧客が直前の1年間にテナート二に対して支払った金額を超えないものとします。

8. 秘密保持.

顧客およびテナート二は、相手方の事前の書面による了解を得ない限り、相手方から秘密と指定のうえ開示された企業情報及び業務上知り得た相手方の秘密を第三者に開示・漏洩しないものとします。但し、次の情報はこの限りではないものとします:(A)開示の時点において既に公知の場合、(B)開示後、自己の責めによらずして公知となった場合、(C)相手方から開示を行った時点で既に自己が保有していた場合、(D)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した場合、(E)法令の定めに基づき、または権限のある官公署から開示を強制された場合、または(F)相手方の書面による事前の合意により第三者に開示された場合。

9. 完全合意.

本契約は、本契約に基づき顧客がテナート二から購入した本ソフトウェアおよび本サービスに関する唯一の条件であり、これは当該取引において顧客が使用した注文書その他の書類中に掲載された本契約の条件とは異なる条件または追加の条件の如何に左右されないものとします。本契約は、本契約において想定された取引に関する両当事者間の合意の最終的で、完全かつ排他的な表明を含むものであり、本契約の対象事項に関する従前なされた全ての書面合意、および従前なされた、もしくは本契約締結時になされた全ての口頭合意は本契約に吸収されるものとします。本契約は、本契約両当事者の権限を与えられた代表者が署名した(また、権利放棄の場合は、放棄当事者が署名した)本契約について特に言及する書面によらない限り、その改訂、補足または修正を行うことはできないものとします。

10. 一般原則

10.1 本契約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。物品の国際売買契約に関する国連条約は適用されないものとします。いずれの当事者も、本契約に関する争いについては東京地方裁判所を第1審の専属的裁判所とすることに合意し、当該裁判所が当事者に対し有する人的裁判管轄に関し異議を申立てる権利を放棄します。

10.2 各当事者は、本契約に署名する者が、当該当事者を代表する資格を有する者であることを保証します。

10.3 本契約に規定された1つまたは複数の条項が管轄権を有する裁判所により何らかの点で無効、不適法または執行不能と判断された場合でも、その判断はそれ以外の条項の有効性、適法性または履行可能性を損ねるものではありません。

10.4 いずれの当事者の側で、本契約に基づく権利、救済手段、権限、特別の権利の不行使または遅延があった場合でも、これはそれらの権利放棄を意味するものではありません。

10.5 本契約の終了後も有効であると合理的に判断される本契約の条項(「保証」および「責任の制限」の標題を冠した条項等を含む。)は、本契約終了後もその効力を有するものとします。

10.6 テンアートニは、顧客に対して輸出規制制限の対象となっている技術データを提供することがあります。但し、テンアートニは、当該技術データを対象とした輸出規制制限または義務を顧客が遵守することについては、一切の責任を負わないものとします。各当事者は、適用ある輸出制限や規則がある場合はこれらを遵守することに合意します。

10.7 本契約に基づきなされた通知(通知先住所の変更の通知を含む。)は、テンアートニに対しては、郵便番号101-0021東京都千代田区外神田2-15-2新神田ビルの株式会社テンアートニに郵送またはテンアートニが指示した内容に従い行われるものとします。また顧客に対しては、本ソフトウェアまたはサービス購入時に登録された住所、ファックス番号先、または電子メールアドレスに送付されるものとします。

上記通知は、(a)郵便料金前払い、配達書留、配達受け取り証明付き郵便の場合には発送後3営業日目に、(b)手渡しの場合には受領時に、また(c)信頼のおける翌日配達国際宅配便に預託した場合にはそれから2営業日目に、(d)ファックス送信の場合は、本契約に記された当該当事者のファックス番号に送付された確認をするファックス送付録をもって送信日の翌営業日に、また(e)電子メール送信の場合には送信済み記録をもって送信日当日に送達されたものとみなします。

10.8 本契約による支払いに関し、当事者間で紛争が発生した場合には、敗訴当事者が勝訴当事者の合理的な弁護士費用を負担するものとします。

II. 購入情報およびサポート・サービス・レベル

A. 購入約款

テンアートニは以下の条件に従って、購入に伴うサービスを提供します。

1. 定義:

「プラットフォーム」とは、CPUと、コンピュータシステムが使用するそれ以外のハードウェア、そして使用する正確なオペレーティング・システム(バージョン番号、必要なコンパイラ、ライブラリの種類(例、libc、glibc)、および利用可能なスクリプトライブラリの種類(例、libcrypt、pamを含む)の組み合わせをいいます。これらのコンポーネントに、バイナリの互換性を崩すような変更、ソフトウェアの機能(リコンパイルを含む)を妨げるような変更を加えた場合には、本サービスにおいて、別のプラットフォームとなり、本件サポート・サービスの提供先としての資格を失うものとします。本契約の期間内に廃止されたプラットフォームでのサービスを購入した顧客については、テンアートニは当該プラットフォームでの顧客のサポートを継続するか、または未使用分相当の料金を顧客に返還するか、のいずれかを選択することができるものとします。

「RHN」とは、Red Hat Enterprise Linuxが稼動する1つまたは2つ以上のシステムの管理を行なうインターネット・ソリューションをいいます。RHNにより、単数または複数の本件インストール済みシステムの登録、エラータの通知、エラータにより本件インストール済みシステムのアップデート、エラータの検索、ISOイメージのダウンロードが可能です。RHNはまた、パッケージ・プロフィール比較、システム検索、システムグルーピング、複数のシステムを管理する者による本件インストール済みシステムの複数管理とセット単位のシステム更新の機能を含みます。

「本件サポート・サービス」とは、購入に伴い提供されるサポート・サービスをいい、その詳細は本契約にて定めるものとします。

「本ソフトウェア」とは、本契約に基づいて購入されたソフトウェアを指すものとします。また、本ソフトウェアは、RED HATの商標権にのっつて提供され、かつ適用される本契約に別紙1と別紙2として添付したユーザーライセンス契約にしたがうものとします。

「本件サポート対象ハードウェアまたはプラットフォーム」とは、本ソフトウェアと一緒に、および本ソフトウェア向けの使用が予定されているコンポーネントと一緒に作動するハードウェアまたはプラットフォームをいいます。随時改訂されるレッドハットのハードウェアシステム及びコンポーネントのサポート状況に関する情報は、<http://hardware.redhat.com/hcl/>において閲覧することができます。

2. 顧客の義務

2.1 権利の取得

本件サポート・サービスにアクセスしこれを利用するためには、顧客はテナート二に対してその顧客番号、RHN(以下に定義される) サービスを設定するコンピュータ名および RHN プロダクト ID を本件サポート・サービス開始時に提供することが必要となります。

2.2 顧客のコンピュータシステム

顧客は、顧客のコンピュータシステムにおけるオペレーションの実行に責任を負うものとします。テナート二は、顧客のコンピュータシステムにおけるオペレーションの実行に一切責任を負わないものとします。顧客は、テナート二の行う本件サポート・サービスが、テナート二が合理的に必要とする一定の顧客情報へのアクセス、および顧客のコンピュータシステムへのアクセスを条件とするものであることを認めるものとします。当該情報には、顧客が使用しているハードウェアの種類、顧客が本件サポート・サービスを求める問題点についての説明、当該本件サポート・サービスが対応していない範囲について顧客が利用している他のソフトウェア等が含まれます。顧客は、顧客がテナート二に提供する情報の完全性および正確性が、テナート二の本件サポート・サービスの提供に影響することを理解し、これに同意します。顧客が購入する本件サポート・サービスは、顧客の利益のためにのみ、また購入された本件インストール済みシステムにおいてのみ利用されるものとします。顧客は、1つの本件サポート・サービスを複数の本件インストール済みシステムにおいて使用しないものとします。本件サポート・サービスの不正使用は、本契約の重大な違反とみなされます。

2.3 顧客連絡窓口担当者

テナート二は、顧客が指定する技術担当窓口(以下「連絡窓口担当者」といいます)との連絡を通じて行う方法によってのみ、顧客に本件サポート・サービスを提供します。顧客はテナート二 Web サイトにて連絡窓口担当者の登録を行わなければなりません。顧客は、本契約の有効期間中は連絡窓口担当者に異動がないよう合理的な努力を払うものとします。顧客は、他の職員への単なる伝達者として連絡窓口担当者を利用してはなりません。連絡窓口担当者は、必要なファイルすべてについて読み込み及び書き込みができなくてはなりません。連絡窓口担当者は、本契約の対象となる本件サポート・サービスの実行において、テナート二に協力するために必要な技術知識を有していなくてはなりません。この知識には、本ソフトウェア及び本サポート対象ハードウェア・プラットフォームの取扱に習熟していることを含むものとします。

B. 購入情報および本件サポート・サービスの内容

1. サポートの内容

テナート二は購入されたサポート種別に応じた時間帯および内容で、サポート窓口を用意します。顧客へは日本語でサポートを行います。

既知の問題に関するソリューションはテナート二が担当します。

既知となっていない問題へのサポートは、テナート二よりレッドハット株式会社に対して委託されます。

2. Red Hat Enterprise LinuxAS(または Red Hat Advanced Server)

この製品は以下のものを含みます：(1)各インストール済みシステムと同数のソフトウェアインストール用 CD-ROM、ドキュメンテーション CD、及びドキュメンテーションマニュアル、(2)各インストール済みシステムについて契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間の RHN アップデート(以下「本 RHN アップデート」という。これについての詳細は以下に述べるとおりとする。)の権利のサブスクリプション、(3)全ての現在サポートされているバージョンの本ソフトウェアにアクセスする権利、(4)各インストール済みシステムについて契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間の以下の本サポート・サービス：インストールサポート、コンフィギュレーションサポート、アドバンスドコンフィギュレーションサポート及びシステムアドミニストレーションサポート、並びに(5)契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間のナレッジベースにアクセスする権利。顧客は、Red Hat Enterprise Linux AS が最大で 8way のシンメトリック マルチプロセッシング(以下「SMP」という。)ハードウェア及び 16 ギガバイトの RAM をサポートすることを了解します。

3. Red Hat Enterprise LinuxES

この製品は以下のものを含みます：(1)各インストール済みシステムと同数のソフトウェアインストール用 CD-ROM、ドキュメンテーション CD、及びドキュメンテーションマニュアル、(2)各インストール済みシステムについて契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間の本 RHN アップデートの権利のサブスクリプション、(3)全ての現在サポートされているバージョンの本ソフトウェアにアクセスする権利、(4)各インストール済みシステムについて契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間の以下の本サポート・サービス：インストールサポート、コンフィギュレーションサポート、アドバンスドコンフィギュレーションサポート及びシステムアドミニストレーションサポート、並びに(5)契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間のナレッジベースにアクセスする権利。顧客は、Red Hat Enterprise Linux ES が最大で 2way の SMP ハードウェア及びそれぞれ 32 ビットのシステムに対して 8 ギガバイトの (Version 2.1 の場合は 4 ギガバイト)、64 ビットのシステムに対して 16 ギガバイトの RAM をサポートすることを了解します。

4 Red Hat Enterprise LinuxWS

この製品は以下のものを含みます：(1)各インストール済みシステムと同数のソフトウェアインストール用 CD-ROM、ドキュメンテーション CD、及びドキュメンテーションマニュアル、(2)各インストール済みシステムについて契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間の本 RHN アップデートの権利のサブスクリプション、(3)全ての現在サポートされているバージョンの本ソフトウェアにアクセスする権利、(4)各インストール済みシステムについて契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間の以下の本サポート・サービス：インストールサポート、コンフィギュレーションサポート及びデスクトップサポート、並びに(5)契約年数に基づき、1年間、2年間、3年間または4年間のナレッジベースにアクセスする権利。顧客は、Red Hat Enterprise Linux WS が最大で 2way の SMP ハードウェアをサポートすることを了解します。

C. サービスレベル

1. RHN のプロキシ・サーバー及びサテライト

顧客が、RHN のアップグレード版納入方式である RHN プロキシ・サーバー又はサテライト(以下それぞれ「プロキシ・サーバー」又は「サテライト」といいます。)の申込みを行った場合、次の各条項が適用されるものとします。レッドハット株式会社は、プロキシ・サーバー又はサテライトを供給するために、そのプロキシ・サーバー及びサテライトのコード(以下「RHN コード」といいます。)を、顧客が所有又は賃借しレッドハット株式会社の承認を得て、その所在地に設置する割当てサーバー又はレッドハット株式会社が顧客に供給する割当てサーバー(以下「RHN サーバー」といいます。)にインストールするものとし、このインストールは、顧客が RHN サービスを申込みしている期間内(以下「申込み期間」といいます。)に、RHN サービスを受ける目的に限って行われるものとし、顧客は、原則として RHN コードを RHN サーバー上に限って使用することができるものとします。ただし、レッドハット株式会社の書面による承諾がある場合に限り、バックアップのため別のサーバー上で使用することができるものとします。顧客は、RHN サービスを購入したシステムにおいて、RHN サービスを受ける目的に限り RHN コードを使用することができます。顧客は RHN コードを他の目的のために使用することはできません。顧客は RHN コード又はこれを含む一切の媒体を譲渡することはできません。顧客は、RHN コードの改変、コピーの制作、派生物の制作、頒布、リバースエンジニア、デコンパイル又は輸出を行うことはできません。本契約期間中、顧客は、レッドハット株式会社とその自主的判断により必要とみなす場合に RHN サービスの実施及び RHN コードのアップデート又は改良を行うため、レッドハット株式会社の合理的な要求に応じて RHN サーバーにアクセスすることが認められるものとします。RHN コード、RHN コード及びこれに含まれるすべての知的財産権を含む物理的媒体、並びに顧客が作出したこれらのコピー(レッドハット株式会社の承認を得た場合に限る)は、レッドハット株式会社がこれを専有するものとし、レッドハット株式会社の財産価値のある営業秘密に含まれるものとします。本契約の終了と同時に、顧客は、直ちに保有する RHN コードのコピー(RHN サーバーにインストールされた RHN コードを含む)をすべて破棄するものとします。RHN コード(及び RHN を含むすべての媒体)は、レッドハット株式会社の秘密情報であり、本契約で許可された場合を除き、顧客は RHN コードに関する一切の情報を使用又は開示してはなりません。レッドハット株式会社が RHN サーバーを顧客に提供した場合、顧客は、契約終了と同時に直ちにこれをレッドハット株式会社に返還しなければなりません。

2. 回答のガイドライン

本件サポート・サービスへの回答とは、顧客からの本件サポート・サービスの請求に対するテンアートニからの受領・確認通知のことをいいます。テンアートニは下記に示した営業日と営業時間内において、回答ガイドライン期間内に回答すべく、最大限の努力を払うこととします。顧客は、回答は本件サポート・サービス請求に対する完全な解決策とは限らないことを承認します。また、顧客はソフトウェアが完全にエラーがないということはありません、テンアートニが最大限の努力を払ったとしても、本件サポート・サービスの請求に対する回答または問題の解決は、一部またはすべてにおいて提供できないことがあることを認識し、理解していただきます。テンアートニは、顧客の本件サポート・サービスの請求のすべてを解決することができるという約束・保障、または確約をいかなる形においても行いません。

2.1. 営業日

土曜日、日曜日、祝祭日と年末年始休暇を除く月曜日から金曜日

2.2. 営業時間

午前 9 時から午後 9 時まで

2.3. 回答ガイドライン

電話でのお問い合わせの場合、4 営業時間

ウェブ・電子メールでのお問い合わせの場合、1 営業日

3. 本件サポート・サービスの条件.

テンアートニは、方法の如何を問わず顧客が修正または変更した本ソフトウェアについては本件サポート・サービスを、その裁量に従い拒絶することができます。但し、テンアートニの指示による場合はこの限りではないものとします。テンアートニは、本件サポート対象ハードウェア・プラットフォームのみを対象に本件サポート・サービスを提供するものとします。また、テンアートニは、顧客が本契約に基づき購入した本件インストール済みシステムのみを対象に本件サポート・サービスを提供するものとします。

Appendix 1

[別紙 1]

LICENSE AGREEMENT AND LIMITED PRODUCT WARRANTY RED HAT® ENTERPRISE LINUX® AND RED HAT® APPLICATIONS

ライセンス契約及び製品の限定保証 RED HAT® ENTERPRISE LINUX® AND RED HAT® APPLICATIONS

This agreement governs the use of the Software and any updates to the Software, regardless of the delivery mechanism. The Software is a collective work under U.S. Copyright Law. Subject to the following terms, Red Hat, Inc. ("Red Hat") grants to the user ("Customer") a license to this collective work pursuant to the GNU General Public License.

本契約は、本ソフトウェア及びそのアップデートの使用に関して定めるものであり、本ソフトウェアの納入方法にかかわらず適用される。本ソフトウェアは、アメリカ合衆国の著作権法に基づく集合著作物である。Red Hat, Inc. (以下「Red Hat」という。)は、GNU 一般公有使用許諾 (GNU General Public License) に従い、以下の各条項のとおり、本ソフトウェアの使用者 (以下「カスタマ」という。) に対して、この集合著作物のライセンスを供与する。

1. The Software. Red Hat Enterprise Linux and Red Hat Applications (the "Software") are either a modular operating system or application consisting of hundreds of software components. The end user license agreement for each component is located in the component's source code. With the exception of certain image files identified in Section 2 below, the license terms for the components permit Customer to copy, modify, and redistribute the component, in both source code and binary code forms. This agreement does not limit Customer's rights under, or grant Customer rights that supersede, the license terms of any particular component.

第 1 条 本ソフトウェア

Red Hat Enterprise Linux (本契約において、「本ソフトウェア」という。) は、モジュール形式のオペレーティング システムであり、数多くのソフトウェアコンポーネントにより構成されている。各コンポーネントのエンドユーザーのライセンス契約は、そのコンポーネントのソースコードに収められている。下記の第 2 条で定義されるイメージファイルを除き、カスタマは、各コンポーネントのライセンス条項に従い、そのコンポーネントを、ソースコード及びバイナリコードの双方の形式により、複製、修正、又は再頒布することができる。本契約は、あるコンポーネントのライセンス条項に基づくカスタマの権利を制約するものではなく、さらに、あるコンポーネントのライセンス条項に優先する権利を認めるものでもない。

2. Intellectual Property Rights. The Software and each of its components, including the source code, documentation, appearance, structure and organization are owned by Red Hat and others and are protected under copyright and other laws. Title to the Software and any component, or to any copy, modification, or merged portion shall remain with the aforementioned, subject to the applicable license. The "Red Hat" trademark and the "Shadowman" logo are registered trademarks of Red Hat in the U.S. and other countries. This agreement does not permit Customer to distribute the Software using Red Hat's trademarks. Customer should read the information found at <http://www.redhat.com/about/corporate/trademark/>, before distributing a copy of the Software, regardless of whether it has been modified. If Customer makes a commercial redistribution of the Software, unless a separate agreement with Red Hat is executed or other permission granted, then Customer must modify any files identified as "REDHAT-LOGOS" and "anaconda-images" to remove all images containing the "Red Hat" trademark or the "Shadowman" logo. Merely deleting these files may corrupt the Software.

第 2 条 知的財産権

本ソフトウェア及びその各コンポーネントに加えて、そのソースコード、関係書類、構造、及び構成は、Red Hat 及びその他の者がこれを保有し、著作権法及びその他の法令により保護される。本ソフトウェア及びそのコンポーネントに対する権限、又はその複製物、修正版若しくは他のソフトウェアと合成された場合の本ソフトウェア及びそのコンポーネントに該当する部分に対する権限は、各ライセンスの定めにより与えられる権限を除き、Red Hat 又はその他の者が保有するところとなる。「Red Hat」の商標及び「Shadow Man」のロゴは、Red Hat のアメリカ合衆国及びその他の国家における登録商標である。本契約は、カスタマが Red Hat の登録商標を使用して本ソフトウェアを頒布する権限を認めるものではない。カスタマは、本ソフトウェアを頒布する前に、本ソフトウェアが修正されたか否かにかかわらず、必ず Red Hat のインターネット上のサイト (<http://www.redhat.com/about/corporate/trademark/>) にある情報を読まなければならない。カスタマが商業上の目的で本ソフトウェアを頒布する場合、Red Hat との間で別途の契約を締結しない限り、又は別個の許可が与えられない限り、カスタマは「REDHAT-LOGOS」及び「anaconda-images」と定義されているファイルを修正して、「Red Hat」の商標又は「Shadow Man」のロゴを含むすべてのイメージファイルを消去しなければならない。なお、これらのファイルを単に削除する場合、本ソフトウェアが正常に動作しない場合がある。

3. Limited Warranty. Except as specifically stated in this agreement or a license for a particular component, **to the maximum extent permitted under applicable law, the Software and the components are provided and licensed "as is" without warranty of any kind, expressed or implied, including the implied warranties of merchantability, non-infringement or fitness for a particular purpose.** Red Hat warrants that the media on which the Software is furnished will be free from defects in materials and manufacture under normal use for a period of 30 days from the date of delivery to Customer. Red Hat does not warrant that the functions contained in the Software will meet Customer's requirements or that the operation of the Software will be entirely error free or appear precisely as described in the accompanying documentation. **This warranty extends only to the party that purchases the Software from Red Hat or a Red Hat authorized distributor.**

4. Limitation of Remedies and Liability. To the maximum extent permitted by applicable law, the remedies described below are accepted by Customer as its only remedies. Red Hat's entire liability, and Customer's exclusive remedies, shall be: If the Software media is defective, Customer may return it within 30 days of delivery along with a copy of Customer's payment receipt and Red Hat, at its option, will replace it or refund the money paid by Customer for the Software. **To the maximum extent permitted by applicable law, Red Hat or any Red Hat authorized dealer will not be liable to Customer for any incidental or consequential damages, including lost profits or lost savings arising out of the use or inability to use the Software, even if Red Hat or such dealer has been advised of the possibility of such damages. In no event shall Red Hat's liability under this agreement exceed the amount that Customer paid to Red Hat under this agreement during the twelve months preceding the action.**

5. Export Control. As required by U.S. law, Customer represents and warrants that it: (a) understands that the Software is subject to export controls under the U.S. Commerce Department's Export Administration Regulations ("EAR"); (b) is not located in a prohibited destination country under the EAR or U.S. sanctions regulations (currently Cuba, Iran, Iraq, Libya, North Korea, Sudan and Syria); (c) will not export, re-export, or transfer the Software to any prohibited destination, entity, or individual without the necessary export license(s) or authorization(s) from the U.S. Government; (d) will not use or transfer the Software for use in any sensitive nuclear, chemical or biological weapons, or missile technology end-uses unless authorized by the U.S. Government by regulation or specific license; (e) understands and agrees that if it is in the United States and exports or transfers the Software to eligible end users, it will, as required by EAR Section 741.17(e), submit semi-annual reports to the Commerce Department's Bureau of Industry & Security (BIS), which include the name and address (including country) of each transferee; and (f) understands that countries other than the United States may restrict the import, use, or export of encryption products and that it shall be solely responsible for compliance with any such import, use, or export restrictions.

第3条 限定保証

本契約又は各コンポーネントのライセンスに特段の定めがない限り、関係法令に違反しない範囲で、本ソフトウェア及びそのコンポーネントは、そのままの状態を提供され、かつその使用許諾が与えられるものであり、黙示又は明示にかかわらず、商品性の保証、第三者知的財産権を侵害していないことの保証、及び特定の目的への適合性を含むいかなる保証又は責任も伴わない。Red Hat は本ソフトウェアが組み込まれている媒体について、これがカスタムに納入された日から起算して30日以内に限り、それが通常の使用状況の下である場合、材質及び製法に欠陥はないことを保証する。Red Hat は、本ソフトウェアの機能がカスタムの要求を満たすこと、又は本ソフトウェアが動作するにあたりエラーが生じないこと若しくは本ソフトウェア添付の仕様書の説明に完全に一致することを保証するものではない。この保証は、Red Hat 及び Red Hat の正規販売代理店を通じて本ソフトウェアを購入した当事者のみを対象とする。

第4条 法的救済及び責任の限定

関係法令に違反しない範囲で、カスタムは、次に述べる法的救済が唯一の法的救済であることを承諾する。Red Hat の責任及びカスタムの唯一の法的救済は、次のとおりとする。本ソフトウェアの媒体に欠陥がある場合、カスタムはその納入を受けた日から起算して30日以内に、カスタムの支払いを証明する文書の写しを添えて、これを返品することができる。これに対して、Red Hat は、自らの判断により、代用品の交付、又はカスタムが支払った本ソフトウェアの代金の払戻しを行う。関係法令に違反しない範囲で、Red Hat 又は Red Hat の正規販売業者は、カスタムに対して、本ソフトウェアの使用又は使用不能に起因する失われた収益又は失われた財産を含む付随的損害賠償又は間接的損害賠償の責任を負わないものとする。これは、Red Hat 及び Red Hat の正規販売業者がかかる損害が生じる可能性を認識していた場合も同様である。本契約上の Red Hat の責任は、カスタムが本契約書に基づいて Red Hat に支払った金額のうち、訴訟提起の日からさかのぼって12ヶ月以内に支払われたものの総額を上限とする。

第5条 輸出統制

アメリカ合衆国の法律に従い、カスタムは次の各号のとおり事実の表明及び保証を行う。

カスタムは、本ソフトウェアはアメリカ合衆国商務省の輸出管理規則(以下「EAR」という。)に基づく輸出統制に従うことを理解する。

カスタムは、EAR 又はアメリカ合衆国の規則により輸出先とすることが禁じられている国家(平成15年9月3日現在において、キューバ共和国、イランイスラム共和国、イラク共和国、リビア共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン共和国及びシリアアラブ共和国がこれにあたる。)に所在していない。

カスタムは、アメリカ合衆国政府から必要な輸出許可又は認可を受けない限り、本ソフトウェアを、禁じられた輸出先、法人、又は個人に対して、輸出、再輸出又は譲渡することはできない。

カスタムは、アメリカ合衆国政府の許可を受けない限り、本ソフトウェアを、機密情報を含む核兵器、化学兵器、生物学兵器のための使用、又はミサイル技術のための使用に供してはならない。

カスタムは、次の事項を理解し、且つ承諾する。カスタムがアメリカ合衆国に所在する場合、本ソフトウェアを資格のあるエンドユーザーに輸出又は譲渡するときは、EARのセクション741.17(e)に従い、半期報告書をアメリカ合衆国商務省の産業安全保障局(BIS)に対して提出すること、及び同報告書には譲渡先の名称及び国名を含めた住所を記載する。

カスタムは、アメリカ合衆国の他の国家が暗号化に関する製品の輸入、使用、又は輸出を制約することがあること、及びかかる輸入、使用、又は輸出に対する制約を遵守する責任は、カスタムが単独でこれを負担することを理解する。

6. Third Party Programs. Red Hat may distribute third party software programs with the Software that are not part of the Software. These third party programs are subject to their own license terms. The license terms either accompany the programs or can be viewed at <http://www.redhat.com/licenses/>. If Customer does not agree to abide by the applicable license terms for such programs, then Customer may not install them. If Customer wishes to install the programs on more than one system or transfer the programs to another party, then Customer must contact the licensor of the programs.

7. General. If any provision of this agreement is held to be unenforceable, that shall not affect the enforceability of the remaining provisions. This agreement shall be governed by the laws of the State of North Carolina and of the United States, without regard to any conflict of laws provisions, except that the United Nations Convention on the International Sale of Goods shall not apply.

Copyright © 2003 Red Hat, Inc. All rights reserved. "Red Hat" and the Red Hat "Shadowman" logo are registered trademarks of Red Hat, Inc. "Linux" is a registered trademark of Linus Torvalds. All other trademarks are the property of their respective owners.

第 6 条 サードパーティプログラム

Red Hat は、本ソフトウェアとともに、本プログラムに含まれていないサードパーティソフトウェアプログラムを頒布することができる。これらのサードパーティプログラムは、それ自体のライセンス条項に従うものである。そのライセンス条項は、そのサードパーティプログラムに組み込まれている。それ以外の場合は、Red Hat のインターネット上のサイト (<http://www.redhat.com/licenses/>) で閲覧することができる。カスタマがそのライセンス条項の遵守に同意しない場合、カスタマはこれをインストールすることはできない。カスタマがサードパーティプログラムを複数のシステムにインストールすること、又はサードパーティプログラムを別の第三者に譲渡することを望む場合、カスタマはそのサードパーティプログラムの権利者と交渉しなければならない。

第 7 条 一般条項

本契約の規定が執行不能であると判断された場合であっても、この事実はその他の規定が執行可能であることに何ら影響を及ぼさない。本契約は、抵触法 (conflict of laws) の規定にかかわらず、ノースキャロライナ州及びアメリカ合衆国の法令に準拠するものである。ただし、国際動産売買契約に関する国際連合条約は適用されない。

Copyright © 2003 Red Hat, Inc. All rights reserved. "Red Hat" 及び Red Hat "Shadow Man" の ロゴは、Red Hat, Inc. の登録商標です。"Linux" は Linus Torvalds 氏の登録商標です。その他すべての登録商標の所有権は、該当する所有者が保有します。

Appendix 2

[別紙 2]

LICENSE AGREEMENT AND LIMITED PRODUCT WARRANTY RED HAT STRONGHOLD FOR RED HAT ENTERPRISE LINUX AND RED HAT STRONGHOLD FOR UNIX

ライセンス契約及び製品の限定保証
RED HAT STRONGHOLD FOR RED HAT ENTERPRISE LINUX AND
RED HAT STRONGHOLD FOR LINUX

This agreement governs the use of the Software and any updates to the Software, regardless of the delivery mechanism. The Software is a collective work under U.S. Copyright Law. Subject to the following terms, Red Hat, Inc. ("Red Hat") grants to the user ("Customer") a license to this collective work pursuant to the GNU General Public License.

本契約は、本ソフトウェア及びそのアップデートの使用に関して定めるものであり、本ソフトウェアの納入方法にかかわらず適用される。本ソフトウェアは、アメリカ合衆国の著作権法に基づく集合著作物である。Red Hat, Inc. (以下「Red Hat」という。)は、GNU 一般公衆使用許諾 (GNU General Public License) に従い、以下の各条項のとおり、本ソフトウェアの使用者 (以下「カスタム」という。) に対して、この集合著作物のライセンスを供与する。

1. The Software. Red Hat Stronghold for Red Hat Enterprise Linux and Red Hat Stronghold for Unix (the "Software") are secure web servers consisting of hundreds of software components. The end user license agreement for each component is located in the component's source code. Subject to Section 2 below, the license terms for the components permit Customer to copy, modify, and redistribute the component, in both source code and binary code forms. This agreement does not limit Customer's rights under, or grant Customer rights that supersede, the license terms of any particular component.

第 1 条 本ソフトウェア

Red Hat Stronghold for Red Hat Enterprise Stronghold for Unix (本契約において、「本ソフトウェア」という。) は、堅牢なウェブサーバーであり、数多くのソフトウェアコンポーネントにより構成されている。各コンポーネントのエンドユーザーのライセンス契約は、そのコンポーネントのソースコードに収められている。下記の第 2 条に定めるとおり、カスタムは、各コンポーネントのライセンス条項に従い、そのコンポーネントを、ソースコード及びバイナリコードの双方の形式により、複製、修正、又は再頒布することができる。本契約は、あるコンポーネントのライセンス条項に基づくカスタムの権利を制約するものではなく、さらに、あるコンポーネントのライセンス条項に優先する権利を認めるものでもない。

2. Intellectual Property Rights. The Software and each of its components, including the source code, documentation, appearance, structure and organization are owned by Red Hat and others and are protected under copyright and other laws. Title to the Software and any component, or to any copy, modification, or merged portion shall remain with the aforementioned, subject to the applicable license. The "Stronghold" and "Red Hat" trademarks and the "Shadowman" logo are registered trademarks of Red Hat in the U.S. and other countries. This agreement does not permit Customer to distribute the Software using Red Hat's trademarks. Customer should read the information found at <http://www.redhat.com/about/corporate/trademark/> before distributing a copy of the Software, regardless of whether it has been modified.

第 2 条 知的財産権

本ソフトウェア及びその各コンポーネントに加えて、そのソースコード、関係書類、構造、及び構成は、Red Hat 及びその他の者がこれを保有し、著作権法及びその他の法令により保護される。本ソフトウェア及びそのコンポーネントに対する権限、又はその複製物、修正版若しくは他のソフトウェアと合成された場合の本ソフトウェア及びそのコンポーネントに該当する部分に対する権限は、各ライセンスの定めにより与えられる権限を除き、Red Hat 又はその他の者が保有するところとなる。「Stronghold」及び「Red Hat」の商標並びに「Shadow Man」のロゴは、Red Hat のアメリカ合衆国及びその他の国家における登録商標である。本契約は、カスタムが Red Hat の登録商標を使用して本ソフトウェアを頒布する権限を認めるものではない。カスタムは、本ソフトウェアを頒布する前に、本ソフトウェアが修正されたか否かにかかわらず、必ず Red Hat のインターネット上のサイト (<http://www.redhat.com/about/corporate/trademark/>) にある情報を読まなければならない。

3. Limited Warranty. Except as specifically stated in this agreement or a license for a particular component, **to the maximum extent permitted under applicable law, the Software and the components are provided and licensed "as is" without warranty of any kind, expressed or implied, including the implied warranties of merchantability, non-infringement or fitness for a particular purpose.** Red Hat warrants that the media on which the Software is furnished will be free from defects in materials and manufacture under normal use for a period of 30 days from the date of delivery to Customer. Red Hat does not warrant that the functions contained in the Software will meet Customer's requirements or that the operation of the Software will be entirely error free or appear precisely as described in the accompanying documentation. **This warranty extends only to the party that purchases the Software from Red Hat or a Red Hat authorized distributor.**

第 3 条 限定保証

本契約又は各コンポーネントのライセンスに特段の定めがない限り、関係法令に違反しない範囲で、本ソフトウェア及びそのコンポーネントは、そのままの状態を提供され、かつその使用許諾が与えられるものであり、黙示又は明示にかかわらず、商品性の保証、第三者知的財産権を侵害していないことの保証、及び特定の目的への適合性を含むいかなる保証又は責任も伴わない。Red Hat は本ソフトウェアが組み込まれている媒体について、これがカスタムに納入された日から起算して 30 日以内に限り、それが通常の使用状況の下である場合、材質及び製法に欠陥はないことを保証する。Red Hat は、本ソフトウェアの機能がカスタムの要求を満たすこと、又は本ソフトウェアが動作するにあたりエラーが生じないこと若しくは本ソフトウェア添付の仕様書の説明に完全に一致することを保証するものではない。この保証は、Red Hat 及び Red Hat の正規販売代理店を通じて本ソフトウェアを購入した当事者のみを対象とする。

4. Limitation of Remedies and Liability. To the maximum extent permitted by applicable law, the remedies described below are accepted by Customer as its only remedies. Red Hat's entire liability, and Customer's exclusive remedies, shall be: If the Software media is defective, Customer may return it within 30 days of delivery along with a copy of Customer's payment receipt and Red Hat, at its option, will replace it or refund the money paid by Customer for the Software. **To the maximum extent permitted by applicable law, Red Hat or any Red Hat authorized dealer will not be liable to Customer for any incidental or consequential damages, including lost profits or lost savings arising out of the use or inability to use the Software, even if Red Hat or such dealer has been advised of the possibility of such damages. In no event shall Red Hat's liability under this agreement exceed the amount that Customer paid to Red Hat under this agreement during the twelve months preceding the action.**

5. Export Control. As required by U.S. law, Customer represents and warrants that it: (a) understands that the Software is subject to export controls under the U.S. Commerce Department's Export Administration Regulations ("EAR"); (b) is not located in a prohibited destination country under the EAR or U.S. sanctions regulations (currently Cuba, Iran, Iraq, Libya, North Korea, Sudan and Syria); (c) will not export, re-export, or transfer the Software to any prohibited destination, entity, or individual without the necessary export license(s) or authorization(s) from the U.S. Government; (d) will not use or transfer the Software for use in any sensitive nuclear, chemical or biological weapons, or missile technology end-uses unless authorized by the U.S. Government by regulation or specific license; (e) understands and agrees that if it is in the United States and exports or transfers the Software to eligible end users, it will, as required by EAR Section 741.17(e), submit semi-annual reports to the Commerce Department's Bureau of Industry & Security (BIS), which include the name and address (including country) of each transferee; and (f) understands that countries other than the United States may restrict the import, use, or export of encryption products and that it shall be solely responsible for compliance with any such import, use, or export restrictions.

6. Third Party Programs. Red Hat may distribute third party software programs with the Software that are not part of the Software. These third party programs are subject to their own license terms. The license terms either accompany the programs or can be viewed at <http://www.redhat.com/licenses/>. If Customer does not agree to abide by the applicable license terms for such programs, then Customer may not install them. If Customer wishes to install the programs on more than one system or transfer the programs to another party, then Customer must contact the licensor of the programs.

第 4 条 法的救済及び責任の限定

関係法令に違反しない範囲で、カスタマは、次に述べる法的救済が唯一の法的救済であることを承諾する。Red Hat の責任及びカスタマの唯一の法的救済は、次のとおりとする。本ソフトウェアの媒体に欠陥がある場合、カスタマはその納入を受けた日から起算して 30 日以内に、カスタマの支払いを証明する文書の写しを添えて、これを返品することができる。これに対して、Red Hat は、自らの判断により、代用品の交付、又はカスタマが支払った本ソフトウェアの代金の払戻しを行う。関係法令に違反しない範囲で、Red Hat 又は Red Hat の正規販売業者は、カスタマに対して、本ソフトウェアの使用又は使用不能に起因する失われた収益又は失われた財産を含む付随的損害賠償又は間接的損害賠償の責任を負わないものとする。これは、Red Hat 及び Red Hat の正規販売業者がかかる損害が生じる可能性を認識していた場合も同様である。本契約上の Red Hat の責任は、カスタマが本契約書に基づいて Red Hat に支払った金額のうち、訴訟提起の日からさかのぼって 12 ヶ月以内に支払われたものの総額を上限とする。

第 5 条 輸出統制

アメリカ合衆国の法律に従い、カスタマは次の各号のとおり事実の表明及び保証を行う。

カスタマは、本ソフトウェアはアメリカ合衆国商務省の輸出管理規則（以下「EAR」という。）に基づく輸出統制に従うことを理解する。

カスタマは、EAR 又はアメリカ合衆国の規則により輸出先とすることが禁じられている国家（平成 15 年 9 月 3 日現在において、キューバ共和国、イランイスラム共和国、イラク共和国、リビア共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン共和国及びシリアアラブ共和国がこれにあたる。）に所在していない。

カスタマは、アメリカ合衆国政府から必要な輸出許可又は認可を受けない限り、本ソフトウェアを、禁じられた輸出先、法人、又は個人に対して、輸出、再輸出又は譲渡することはできない。

カスタマは、アメリカ合衆国政府の許可を受けない限り、本ソフトウェアを、機密情報を含む核兵器、化学兵器、生物学兵器のための使用、又はミサイル技術のための使用に供してはならない。

カスタマは、次の事項を理解し、且つ承諾する。カスタマがアメリカ合衆国に所在する場合、本ソフトウェアを資格のあるエンドユーザーに輸出又は譲渡するときは、EAR のセクション 741.17(e)に従い、半期報告書をアメリカ合衆国商務省の産業安全保障局 (BIS) に対して提出すること、及び同報告書には譲渡先の名称及び国名を含めた住所を記載する。

カスタマは、アメリカ合衆国の他の国家が暗号化に関する製品の輸入、使用、又は輸出を制約することがあること、及びかかる輸入、使用、又は輸出に対する制約を遵守する責任は、カスタマが単独でこれを負担することを理解する。

第 6 条 サードパーティプログラム

Red Hat は、本ソフトウェアとともに、本プログラムに含まれていないサードパーティソフトウェアプログラムを頒布することができる。これらのサードパーティプログラムは、それ自体のライセンス条項に従うものである。そのライセンス条項は、そのサードパーティプログラムに組み込まれている。それ以外の場合は、Red Hat のインターネット上のサイト (<http://www.redhat.com/licenses/>) で閲覧することができる。カスタマがそのライセンス条項の遵守に同意しない場合、カスタマはこれをインストールすることはできない。カスタマがサードパーティプログラムを複数のシステムにインストールすること、又はサードパーティプログラムを別の第三者に譲渡することを望む場合、カスタマはそのサードパーティプログラムの権利者と交渉しなければならない。

7. General. If any provision of this agreement is held to be unenforceable, that shall not affect the enforceability of the remaining provisions. This agreement shall be governed by the laws of the State of North Carolina and of the United States, without regard to any conflict of laws provisions, except that the United Nations Convention on the International Sale of Goods shall not apply.

Copyright © 2003 Red Hat, Inc. All rights reserved. "Red Hat", "Stronghold" and the Red Hat "Shadowman" logo are registered trademarks of Red Hat, Inc. "Linux" is a registered trademark of Linus Torvalds. All other trademarks are the property of their respective owners.

第7条 一般条項

本契約の規定が執行不能であると判断された場合であっても、この事実はその他の規定が執行可能であることに何ら影響を及ぼさない。本契約は、抵触法 (conflict of laws) の規定にかかわらず、ノースキャロライナ州及びアメリカ合衆国の法令に準拠するものである。ただし、国際動産売買契約に関する国際連合条約は適用されない。

Copyright © 2003 Red Hat, Inc. All rights reserved. "Red Hat" 及び Red Hat "Shadow Man" の ロゴは、Red Hat, Inc. の登録商標です。"Linux" は Linus Torvalds 氏の登録商標です。その他すべての登録商標の所有権は、該当する所有者が保有します。